

令和3(2021)年5月7日
新型コロナウイルス感染症対策室

高齢者施設等の従事者への検査について

高齢者施設等において、介護などで入所者や利用者に接する施設従事者を対象に早期に検査を実施することで、入所者等の感染リスクの低減を図ります。

記

1 対象地域

高齢者施設等で複数の感染者が確認されるなど、感染拡大が懸念される地域（岡山市、倉敷市域は除く）

2 対象者

原則、高齢者入所施設、及び障害者入所施設に従事する職員
ただし、地域の感染状況を踏まえ、通所施設も対象とする。

3 実施期間

5月7日（開始日調整中）～6月末

4 検査方法

(1) PCR検査キット、及び抗原検査キットを使用（各施設で選択）

（1週間に1回程度、1人あたり4回を上限）

(2) 実施方法

民間検査機関へ委託